｛（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ｝×37.6×β－（α－β）×37.6
（Ｂ－Ａ）、（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ、（α－β）又は｛（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ｝×37.6×β－（α－β）×37.6が負数となるときは、それぞれ０とする。
αが3.335を超えるときは3.335とする。
βが3.335を超えるときは3.335とする。

［略］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「453×Ａ」とあるのは「453×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五〇」とあるのは「一、五一八、〇〇〇を六六〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四五、八〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.226×Ａ」とあるのは「1.226×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇九八」とあるのは「一、四九二、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四」と、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数の分別又は按分については、同項第十四号中「第五条第一項の表第二十七号」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、同表十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と読み替えるものとする。

｛（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ｝×36.9×β－（α－β）×36.9
（Ｂ－Ａ）、（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ、（α－β）又は｛（Ｂ－Ａ）／Ａ－0.100×Ｂ／Ａ｝×36.9×β－（α－β）×36.9が負数となるときは、それぞれ０とする。
αが3.295を超えるときは3.295とする。
βが3.295を超えるときは3.295とする。

［同左］

十四　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「445×Ａ」とあるのは「445×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇五一」とあるのは「一、五三四、〇〇〇を六九〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四五、〇〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第七項又は第八項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1.248×Ａ」とあるのは「1.248×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中七又は八の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・一〇〇」とあるのは「一、五一七、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第七項又は第八項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、〇〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二及び三」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五及び六」と、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数の分別又は按分については、同項第十四号中「第五条第一項の表第二十七号」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中九」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十二」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十五に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と、同表十六に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十六」と、世帯数の分別又は按分について